

大阪府立生野高等学校 PTA 規約

第 1 条 (名称及び所在)

本会は、大阪府立生野高等学校 PTA と称し、事務所を本校内に置く。

第 2 条 (目的)

本会は、会員が相互に協力して家庭と学校との関係を緊密にし、教育環境を整備するとともに、生徒の福祉を増進することを目的とする。

第 3 条 (方針)

本会は、前条の目的を達成するために、教育を本旨とする民主的団体として活動し、特定の他の団体の干渉を受けない。また営利的な行為は一切行わない。

第 4 条 (事業)

本会は、その目的達成のため次の事業を行う。

1. 学校施設の充実に関すること。
2. 会員の教育研究に関すること。
3. 学校行事への協力に関すること。
4. 生徒及び教職員の厚生及び表彰に関すること。
5. その他本会の目的達成に必要なこと。

第 5 条 (会員)

本会会員は、次の者をもって構成する。

1. 本校に在学する生徒の保護者。
2. 本校の教職員

第 6 条 (役員及び役員会)

本会には、次の役員をもって構成する役員会をおく。役員会は本会の会務を執行する。

- | | |
|---------|-----------------|
| 1. 会長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 2名 |
| 3. 書記 | 2名 (保護者・教員) |
| 4. 会計 | 2名 (保護者・事務職員) |
| 5. 会計監査 | 3名 (保護者・各学年 1名) |

第 7 条 (役員の仕事)

役員は次の仕事を行う。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括すると共に総会、役員会、常任委員会を招集する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。
3. 書記は、本会の会合の議事を記録し、会務にかかわる庶務をおこなう。
4. 会計は、本会の経理に関する業務を行い、総会で決算報告をする。
5. 会計監査は、本会の経理を監査する。
6. 役員の仕事は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

第 8 条 (役員を選出)

役員は次の方法によって選出する。

1. 役員候補者を定めるため、毎期 2 月末日までに指名委員会を設ける。
2. 指名委員会の構成は、つぎのとおりとする。
 - ① 各学年の中からそれぞれ 2 名の指名委員を互選する。
 - ② 教職員の中から 2 名の指名委員を互選する。
 - ③ 常任委員の中から 2 名の指名委員を互選する。
3. 前記の指名委員により構成された指名委員会は委員長を互選する。
4. 指名委員長は指名委員会の議長となって役員候補者を選考する。
5. 指名委員会は、役員候補者の名簿を定期総会の 10 日前までに会員に通知する。この場合事前に候補者の承認を必要とする。
6. 会員はだれでも役員に立候補できるが、その場合定期総会の 3 日前までに、氏名と役名を文書で指名委員会に届出なければならない。
7. 定期総会における選挙の方法は、無記名投票により行う。ただ役員候補者が定数と同数の時は通常の議決によるものとし、無記名投票を行わない。

第 9 条 (総会)

総会は次のように開催する。

1. 定期総会では以下の事項につき審議する。
 - ① 前年度の事業報告および決算報告の承認。
 - ② 新役員の選出。
 - ③ 新年度の事業計画および予算の承認。
 - ④ その他、規約改正など。
2. 臨時総会は次の場合に召集する。
 - ① 会長が必要と認めた時。
 - ② 会員総数の 5 分の 1 以上の会員から要求があった時。

総会の定足数は委任状を含めて、会員数の 5 分の 1 以上とし、議決は出席者の多数決による。

第 10 条 (委員会)

本会に次の委員会を置く。委員長並びに委員に会長が委嘱する。

1. 常任委員会
常任委員会は役員及び会計監査、専門委員会委員長並びに学年代表委員教職員委員をもって構成し、本会の企画運営及び役員会の諮問に応え、議会の議決を要さない事項を決定する。
2. 学年委員会
家庭と学校との連絡を密にするため、各学年に学年委員会を置く。学年委員会は各学級毎に選出されたクラス委員をもって構成する。各学年毎に 4～5 名の学年代表委員をおく。
3. 専門委員会
必要に応じて各種専門委員会をおくことができる。

第 11 条 (校長及び教頭の開陳)

校長及び教頭は役員会及び各委員会に随時出席し意見を開陳することができる。

第 12 条 (会計監査)

会計監査は、随時監査を行い定期総会に報告する。

第 13 条 (会費)

本会の会費は、生徒 1 名につき年額 4,000 円とする。また、教職員会員も同額とする。

第 14 条 (規約改正)

この規約は、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の賛成があれば改正することができる。

第 15 条 (補則)

本会の会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月末日までとする。

本会に必要な慶弔規程、表彰規程等は別に定める。

付 則 この規約は昭和 31 年 6 月 16 日より実施する。

付 則 この規約は平成 4 年度に改正、平成 5 年 2 月 20 日より実施する。

付 則 この規約第 13 条は平成 9 年度に改正、平成 10 年 4 月 1 日より実施する。

付 則 この規約第 10 条は平成 14 年度に改正、平成 15 年 4 月 1 日より実施する。

付 則 この規約第 8 条は平成 16 年度に改正、平成 16 年 5 月 22 日より実施する。

付 則 この規約第 10 条は平成 17 年度に改正、平成 17 年 5 月 20 日より実施する。

付 則 この規約第 6、7、12、13 条は平成 19 年度に改正、平成 19 年 5 月 18 日より実施する。